

平成25年度第2回

(2013年度)

吹田市景観まちづくり審議会

日時 平成25年11月1日(金)午後2時

場所 吹田市役所 中層棟4階 特別会議室

# 平成25年度第2回吹田市景観まちづくり審議会会議録 (要点筆記)

## 1. 開 会

○松本都市整備室長

## 2. 挨拶

○太田副市長

## 3. 会議進行

○鳴海会長 本日、傍聴者はおられますか。

○松本都市整備室長 本日傍聴者はおられません。

○鳴海会長 それでは、第2回吹田市景観まちづくり審議会の議事に入ります。事務局より本日の案件について、説明をお願いします。

## 4. 案件説明

### 議案第1号 景観形成基準の変更について(諮問)

○亀川都市整備室主査 <内容説明>

## 5. 意見・質疑

○A委員 基本目標がある地区とない地区があるがそれは何故か。

○清水都市整備室主査 それぞれのまちづくりの経過が違うこともあり、特に千里ニュータウン地域においては千里ニュータウンの再生指針など全体のまちづくりの取組みが進んでいるため、それらの理念も踏まえ、方針を定めるだけでなく、到達点としての基本目標を書いている。山田駅周辺地区では基本目標を定めているが、区画整理事業や面的開発の中で、地元住民の方々とまちづくり懇談会という形でお話し合いが進められてきた経過があるので、目標というのをきちんと定めさせていただいている。他の開発等が伴うところで、それほど広がりを持った面として指定していないところでは、あくまでも方向性のみ、方針のみを示させているという現状である。

○B委員 今のお話だと地元と話し合いをもたれて目標が、ということだったが、藤白台について地元との話し合いはもたれたのか。

○清水都市整備室主査 藤白台は公社が建て替えをするときに、ラウンド

テーブルという形で地元の住民の方々と、行政、事業を実施する公社とで話し合い、地元の連合自治会も積極的に話し合いをしていただいたという経過がある。ただ藤白台だけという意味ではなく、千里ニュータウン全体で、平成14年頃、100人委員会という形で千里ニュータウン全体のまちづくりをどうして行くのかという話し合いの中、各種指針、ニュータウンに特化した指針をつくっており、それらの理念を踏まえ、ニュータウンの地区は同じ目標を設定している。

○B委員 審議会に諮問する順番がおかしい。事後承認してくれというニュアンスに聞こえる。やるなら建て替え前にやるべき。何も審議する内容がないように思う。

○清水都市整備室主査 住宅供給公社とは計画していく段階から協議を始めている。地区の西側、北千里駅寄りには公社が建て替えをする用地、東側が民間事業者が公社が売却して建て替えする部分。公社が先行して建て替えの工事に入る前からこの全体計画について協議をしてきた経過がある。一定建て替えが進んだ段階で民間に売却するときに、本日お示ししている基準案を売却の条件として付けている。民間事業者に渡る前にこちらと公社の約束事の中で基準案に添った内容で建て替えを進めるようお話をさせていただいている。開発の事後承認と受け取られるとのことについて、基準は景観法に基づく基準であり、次にこの建物を壊して建替える時も法の基準として守るべきものであり、この開発そのものを認めるというより、このまちなみをどうしていくかという基準を今回諮問している。ただ、タイミング的に最終諮問をさせていただくのが、実際の工事が進んだ段階になっている。

○B委員 いずれにしても事後承認である。開発計画が出た段階でアウトラインだけでも審議会、会長だけでもよいが、一度くらいは報告すべき。そうしなければ全くの事後承認である。事前に何も聞いていないのだから。そうしなければこういった審議会そのものが無駄である。

○清水都市整備室主査 基準を作ってまちなみをどうして行くかについて審議会に諮問させていただいているが、景観の専門家の目線では、開発手続きの中で、景観アドバイザーという専門の先生が3名おられ、事業者が持ってきた計画をもっと良いものにするために先生方も入り協議をさせて

いただいている。協議の結果を積み上げたものを文面として法の基準にするために諮問させていただいている。タイミングとしてはこの段階になってしまう。

- 武田都市整備室参事 補足だが、この基準は開発の1つのステップではなく、別次元の長期的な計画として位置づけている。たとえ開発が無かったとしても今後どうして行くかということは景観として大事である。今回の開発は平成19年ごろから進めてきた。今回諮問させていただいた基準は今後のまちなみ、次の建て替えのときも長期的にこのまちなみが望ましいということで、今回はニュータウンの公的住宅の建て替えの考え方に添ったもので基準を定めていくために、当然地権者の同意も必要であり、それが今回整ったということである。
- 鳴海会長 藤白台でこの基準を固めていく協議をスタートしているなど、あらかじめ景観まちづくり審議会に報告する必要があるのでは、というのが先ほどの質問の意図である。決着がついてからいかがでしょうかと言われても審議のしようが無いので、先に示して協議をしてから諮問をするべきという意見である。
- A委員 緑も育つのに時間がかかる。景観も時間がかかるものなのだから後でも良いのでは。
- 鳴海会長 協議を始める前に、この地区について基準を定めたいと市として考えているということ、会まで開催しなくても、あらかじめお伝えしてはどうかという意見。
- 久副会長 以前景観アドバイザーをしていたが、きめ細かな事業者とのやり取りがあるので、それを審議会で行うというのは難しい。詰めていった最終段階で審議会にかかっているのも、もしこの委員の中でここはおかしい、こう変えてくれと言えば変わる。だから事後報告ではなく、最終的な意見は言えると思う。もし、この案でおかしい、ということであれば言うだけで審議の対象になる。
- B委員 会長、副会長だけでもよいのでこのような計画があるということ連絡してほしい。
- 清水都市整備室主査 今後は適宜情報提供を行いながら進めさせていただきたいと思う。

- B 委員 最近犯罪が多いが、防犯カメラを設置すると景観が損なわれる。しかし地域住民の安全な生活のためには切り離せない、必要なものと考え。景観アドバイザーがおられるとのことだが、防犯カメラの設置に対する考え方はどういったものか。
- 清水都市整備室主査 防犯カメラに限らず、電柱、電線の地中化も景観上の取組みとして言われている。防犯カメラそのものの景観上の対応というよりは、公共空間に設置するものに対しては、防犯カメラはそれほど大きなものではないが一定の景観的な配慮は必要で、防犯や防災なども含めた全体的なまちづくりの中で景観的な視点をどれだけ入れていけるかということになると思う。
- 鳴海会長 今のご指摘は次の報告と関連すると思われるのでその際にご発言いただけたらと思う。それでは、諮問のあった議案第1号について、これからこういった基準を作って指定していく場合には、手続きではないが、審議の前段で報告を入れるようご意見があったので、今後事務局には工夫に努めていただきたい。今の内容について特段ご意見が無ければ・・・。
- B 委員 もう1点。アドバイザー会議の中で、当該地区で重点をおいて協議したもの、時間をかけて解決したようなポイントはなにか。
- 清水都市整備室主査 最近まで協議をしていたものとして、民間地の方だが壁面の色彩について彩度の高いものを使用したいといわれていたが、アドバイザーと市の開発審査室から、全市の基準には合っているもののこの地域の特性を見ながら、もう少し彩度を下げるように粘り強く協議を続け彩度4から3に下げてください。全市基準では5未満である。
- 深井開発審査室主任 アドバイザー会議は他市と比較しても回数も多く事業者も入れた3者できめ細かに協議を行っている。景観の視点では、まちをあるく人からの視点を大切に、例えば境界際のフェンスの設置については圧迫感を与えないよう、緑の設置と合わせて、色目や設置する必要性など丁寧に指導している。また、外壁の色彩の全市基準についても、周辺市と比較してかなり厳しい基準を設けているが、景観形成地区の指定に当たってはより制限していく方向で取り組んでいる。
- 清水都市整備室主査 追加で、公社の団地は全体がかなり広く、北千里の駅から歩道橋をわたって、もともと公社の敷地の中を歩

行者だけが通れる幅2mほどの道があった。周辺の戸建にお住まいの方などが通勤通学などに利用されており、公社も当然それを地域に開放していた。建て替えをして一部民間に売却するという事で、ニュータウン独特の団地内の通路の空間が、民間のマンションにすると防犯上のことから囲まれてしまうものだが、今回の場合はこのフットパスを残すということで公社にも計画してもらい、民間への売却の条件にも含まれている。地域住民の要望でもあったが、この空間を残すことで協議を進めてきた。

- 鳴海会長      それでは議案第1号を原案通り承認してよろしいか。
- 一同      (異議なし)
- 鳴海会長      では、その他の報告をお願いします。

## 6. その他

### 景観まちづくりに係る施策検討状況について(報告)

- 亀川都市整備室主査      《内容説明》

## 7. 意見・質疑

- C 委員      先ほどの議案であった景観形成地区の指定のほとんどが、新しく作るものに対して決めるものばかりになっている。他部署とは言え、保護樹木もあり、浜屋敷、西尾邸など、誰が見ても保護すべき景観というものがあるのに、それがなかなか次に進まないのはなぜか。
- 清水都市整備室主査      浜屋敷は市で改修し、活用いただいている。西尾邸や中西家は文化財にも指定されている。景観まちづくり条例の中には景観重要樹木や景観重要建造物を指定し、それらに対する一定の支援をするための規定を設けているが、現状としてはそれを活用できていない。そのあたりを今年度のニーズ把握の中でヒアリングなどしていきながら今後の方向性を見定めて行きたい。佐竹台の例も出したが、建築協定を続けてきて地域のまちづくりに取り組んでこられた中で、地区計画という都市計画法に基づく制度の活用に向けてもう2、3年取り組んでおられている。最近佐竹台で話題になっているのは外壁の色である。せっかくやるなら景観上も良いものをお考えだが、強引に進めるのではなく地権者で共有しながらの取り組みをサポートしている。いまのところ都市計画の担当が地域に

入っているが、今後景観でも入っていくことになる。

- C 委員 今の話にも出たが、吹田市以外の楽しげな事例を勉強されるのも良いが、市によっては景観地区と地区計画がタイアップしたり、いろいろ工夫されている。そういうところも資料収集していただけたらと思う。
- A 委員 基本的なところだが、景観アドバイザーの位置づけがわからない。3人いるとのことだが会議を多くされているようなので足りているのか。
- 清水都市整備室主査 アドバイザー3名は、色彩、建築、都市計画のご専門の方、ただ、まちづくりという点では皆さん地域のまちづくりにも入っておられる、ベテランの大学の先生方である。月2回必ず予定を入れていただいている。時間が限られて案件も多い中、アドバイザーにポイントを絞って議論いただけるよう事務局も工夫している。
- 鳴海会長 課題に対応して事例を挙げているのはいいが、これをどう活用するのかが見えない。課題に対してどう取り組むのか姿勢を説明してほしい。例えば、歴史的まちなみの景観形成地区指定に向けて、の事例で高槻市の歴史めぐりクイズラリーが挙げられているがクイズラリーは指定に向けては役に立たない。豊中の歴史文化の会の活動も指定に向けた活動ではない。他に歴史的まちなみの地区指定した例はあるはずなのにどうしてそちらを勉強しないのか。
- 亀川都市整備室主査 事例収集についてはまだ途中段階であるのご説明させていただいたが、まずは担当職員が状況の分かる近隣市から、ホームページ中心に収集した段階。景観形成地区の指定は市としては取り組んでいく姿勢を持っているが、まず、地域がどのように考えておられるか現時点では把握していない状況であり、それ次第で、いきなり地区指定ではなく、機運を高めていくために、皆さんに関心を持っていただけるような回り道が必要な場合もあると考えている。資源を活用してどのように取組みが考えられるか、色々な事例を集めていきたい。
- 久副会長 これは今機運に分類されているが、もう少しストーリーがあるのではないかと思う。最終ターゲットはルール作りなのだが、そこに直接いくと大変なので、第1ステップとしては楽しいまちづくりから入ろう、というような話だと思うが、それで終わってしまっただめで、その次のステップはどうなるのか、その次は、というようなプロセスがある。それは歴史的なまちなみと、

商店街と住宅地ではまた入口が違い、また全体のストーリーも異なる。成功事例を引き下がって、歴史をさかのぼってみるとプロセスが分かってくるので、そのときに、この段階ではこのストーリーがいいのではないかというのが、今集めている事例、これから集める事例を当てはめていけば、もう少しストーリーが見えてくるんじゃないかと思う。永楽荘桜自治会は最初の手伝いをしていて、最初は景観形成協定ではなくて地区計画や建築協定いろんなストーリーがあって、それぞれの部署の人が共同で入って地域の方と一緒に進めて最終的に景観形成協定を選ばれた、というストーリーがある。そういうストーリーの中で色々考えていただけたらと思う。先週学会がらみで、香川のまだ伝統的建造物群保存地区の指定がない、これから頑張ろうとしているまち、多度津町などに行かせていただいた。まちなみでいうと1/3くらいしか残っていないのだが、やはりイベントをやってらっしゃる。地域のグループがもう立ち上がっている。案内ボランティアさんがまち歩きを企画して案内をしているところに遭遇して話を聞かせてもらおうと、住民の機運があると確認できた。おそらく数年後はもっと花開いてくるだろうという芽吹きを感じた。そういう芽吹きをやはり吹田もやってほしいと思う。ただ先ほどの話、南高浜、内本町、岸部、外の方がNPOで頑張っておられるのは分かるが、地域の方々がそれぞれの建造物、まちなみを守っていこうかということになってくるとまだまだ合意形成にいくまでの仕組みを考えていかざるを得ないと思うが、それを待っているだけではなく、市としても色々仕組み、仕掛けを打っていくということが大事だと思う。

- B 委員 自分の住んでいるまちに誇りを持つことが大事。小学校でも自分の住んでいる地域のことを教えない。奈良ではいやというほど歴史のことを学ぶ。市の教育委員会でも年に一度でも学校の周りのことを教えなければ、大きくなって出て行ってしまう。吹田市にずっと住んでいても何の興味も無いということになってしまう。吹田市でも地域の歴史・景観も含めてまちづくり教育も大切なのではないか。
- 太田副市長 非常に大事なことだと思う。教育委員会も何もしていないわけではないと思うが、吹田市民としてのアイデンティティというのは地域の歴史とか謂れ、そういうことを知ることにより愛着を持っていくもの、という非常に重要な視点。教育委員会にもこういったご意見があったということもお



話してまたご報告したい。

- B 委員 地域資源の収集ということで、観光マップが挙げられているが、吹田市にも観光マップがあるが、誰向けの観光マップなのか。
- 亀川都市整備室主査 市民の方にも当然活用されているし、外から来られた方もそれを持ってまちを歩いていただくという主旨で作られている。
- 清水都市整備室主査 あルック吹田に入っていることが、我々の取り組んでいることと非常にラップしてくる。当然歴史を踏まえなければ景観を語れないし、歴史があつてこそ今の景観がある。まち産業活性部は別の視点で地域の方々、市内の別の地域にお住まいの方々、市外の方々がそれを持ってまちを歩いてもらうという目的で作っているので入り方は違うがやっていることは非常に似通っている。それとは別に、道路公園部で水と緑をめぐるという視点でぶらっと吹田というものもある。我々景観まちづくりという視点で景観まちづくり計画というものも本審議会の前身である委員会で作る際にもいろいろと整理をさせていただいた。それぞれ非常にラップしてくるので、体系立てて整理をする中でどこを大事にすべきかということを見ていかなければならないというところで整理として挙げさせていただいている。
- B 委員 万博は別だが、吹田市内の観光マップを作つて外から来た人がどれだけ吹田にお金を落としてくれているのかと疑問。地域の人が集まって歩くだけでは自己満足で終わってしまっている。わざわざお金をかけて観光マップを作るほどのものではないと思う。
- 清水都市整備室主査 誰をターゲットにするのかということ、吹田の魅力を他所から来た方に感じていただくというのは重要だと思う。ただ、景観の視点では、委員のおっしゃられたように自分たちの住んでいる地域に誇りを持つという意味では、地域の方が朝集まって歩いておられるのは非常に良い光景だと思う。景観でまち歩きを企画してもなかなか人が集まらないが、他部署の取組みであつても人が集まって吹田らしさを感じていただくことがどこかで景観につながっていると考え、今回のように色々な情報収集を予定している。
- D 委員 吹田はまちづくりで非常に良い環境である。国立循環器病研究センターの移転が決まった。建替えされてその横に市民病院も建て替えされる予定で、厚生労働省も日本の医療の最先端として全国的にPR

し、国外からもいろんな方が吹田に来られると聞く。ホテルも誘致するのではないか。吹田のまちが全国的にも注目を集める。情報を色々整理し、国循がくるときには近辺に観光案内所を作って全国から来られた方に吹田のまちをアピールすることもひとつの方法。吹田の渡しについても案内板のみで形跡が無い。もう少し整備してもらうことも必要。

○E委員 新規の開発については、外壁の色彩など指導していると思うが、既存建物の計画的修繕において外壁の修繕などする際には指導する機会はあるのか。

○清水都市整備室主査 外観の過半にわたる色の塗り替え、色彩変更の際は届出が必要である。以前は基準が無い頃に出来ているので、塗り替えの際には基準に合ったもの、かつ地域の景観に配慮したものになるよう指導している。

○B委員 看板について規制や届出はどうなっているのか。

○清水都市整備室主査 屋外広告物について、届出の規模は決まっている。30㎡以上のもの、高さ4m以上のものなど。それとは別に屋外広告物法の届出は大阪府さんで行っている。年に数回、行政や市民、警察とも連携し、違法広告を撤去する作業も行っている。

○B委員 江坂でも繁華街のように看板が設置され、もっと品のあるものにしてほしい。道路際の旗竿の設置も控えるよう、市から警告など出来ないのか。

○清水都市整備室主査 江坂では江坂企業協議会もおられるが、行政からあれこれ指導するだけでなく、まず地域で広告についてどのようにお考えか、というところも大事であり、把握していきたいと考えている。

○久副会長 江坂企業協議会はかなりがんばって活動されている。お手伝いもしている関係で新御堂筋沿いの看板がどうにかならないかという話をしたことがある。企業協議会が悩んでおられるのは、新御堂筋沿道の企業は協議会に入っていない。一本裏の通りは頑張っておられるのだが、メインのところはメンバーでは無く、地元も悩んでおられる。地元と市役所はもっとタイアップが必要。

観光の話が出たが、奈良市では町家の内部改修は観光振興課から補助金が出るようになっている。国循の話も出たが、岸部東村が観光資源に

なるというのであれば、観光振興のほうでお金を使ってタイアップするという方法もある。すべて景観でメニューを用意する必要は無い。他部署が行っているものを景観という切り口でどのようにもう一回再構築していくかという観点もあってもよい。

○鳴海会長 関連して、もともと吹田の景観まちづくり計画は、景観担当だけではなくて他の部局と連携してやっていくという組み立てになっている。次回から、他部署も含め、景観関連の事業について、一覧にして毎年度第1回の審議会で報告してほしい。調べることが学習につながり、委員も確認できる。合わせて、当該年度の取り組み予定も報告してほしい。

また、博物館やメイシアターなど、施設自体はとても良いのにそこへ至るアクセスが快適な空間ではない。公共空間は頑張ればもっと良くなる。身近な資源の活用が課題に挙げられているが、活かされてない景観資源を活用できるように考えていくべき。それは多くは公共の空間であるように思う。景観担当の大事な役割は他の部局との連携をうまく組み立てることではないか。施策検討については、9つの課題を挙げているが、ストーリーやプロセスを組み立てる必要がある。それぞれ独立ではなく相互に関係している。審議会開催時しか委員が意見を言えないのは委員を活用できておらずもったいない。調査検討のプロセスに入ってもらおうと良い。

○清水都市整備室主査 メールなども活用してご意見や情報等をいただきながら検討を進めていきたい。

○F 委員 昨年久副会長にもお越しいただき景観のまちづくり事例集を大阪府建築士事務所協会と一緒にまとめた。初動期から完成するまでをストーリー的にまとめている。検討する上で参考にしてもらえれば。大阪府も歴史的なまちづくりに力を入れているが、初動期活動は何に取り組んでよいかわからない場合も多いので、大阪府が分かっている範囲で例えば羽曳野の駒ヶ谷、これは竹内街道、また泉南市の紀州街道など大阪府が調整して先進事例を見学している。情報交換が重要で、実際見ることで次の取り組みイメージがわくということもある。そういった地域間の交流も入れていく仕組みも考えられたら良いと思う。

○G 委員 景観というとどちらかというと今日お聞きした中では、作られたとか、施設の景観といった色合いが感じられたが、基盤となってくる自然

や地形の成り立ち等も意識し検討を行っていくべき。歴史についても、その場が持っている特性というのが、本来の歴史的な特性、それ以前の自然の持っている基盤でもある。その上に出来上がってくるものに対しても考えていかなければならないが、元々のものが大事なこともある。例えば山並みや崖地など、背景を持っている景観の良さが失われてしまうというケースもある。そういうところも同時に考えていく必要がある。そういったところの可能性とか保全すべきものとかを同時に取り扱ってほしい。

○鳴海会長　色々なご意見がたくさんあるかと思うが、いただいた意見を参考に、どのように取り組んでいくか、より良い戦略をつくってほしい。

以上で本日の審議会を終了する。

## 8. 閉会